

「こうふ開府の日」記念イベント
企画運営業務
仕様書

令和8年6月
甲府市教育委員会

「こうふ開府の日」記念イベント企画運營業務委託

仕様書

1 業務委託名

「こうふ開府の日」記念イベント企画運營業務委託

2 業務委託の概要

(1) イベント目的

本事業は、甲府誕生の原点である12月20日「こうふ開府の日」を契機として、未来の甲府への夢と希望を共有し、甲府の歴史や文化への理解を深め、ふるさと甲府への誇りと愛着を育むことを目的とする。

イベント開催にあたっては、小中学生及びその保護者世代を主なターゲットとして、「こうふ開府の日」を周知するとともに、楽しみながら学べる機会を創出する中で、市民みんなでお祝いするイベントとして実施する。

(2) イベント開催日時及び履行場所

開催日：令和8年12月20日（日）

開催時間：正午から午後6時。イベントの目的を達成できる、より効果的な開催時間がある場合は別途、提案すること。

会場：アシストエンジニアリングよっちやばれ広場及び甲府市歴史公園

※その他使用可能な会場は表1のとおりである。施設等の仮申込は、委託者において手配済である。本申請については、後述「3の（5）関係機関との事前調整及び届出業務」を参照のうえ、受託者において行うこと。

表1 会場使用可能日時（設営・撤去含む）

会場名	使用可能日時	備考
アシストエンジニアリングよっちやばれ広場（会場）	12月19日（土）～12月21日（月） 午前9時～午後9時	
甲府市歴史公園（会場）		
舞鶴城公園	12月20日（日）～12月21日（月） 午前9時～午後5時	20日花火打上 21日花火清掃
甲府市藤村記念館	12月19日（土）～12月21日（月） 午前9時～午後5時	施設内、飲食禁止

※こうふ亀屋座において、甲府市教育委員会がイベント（歴史講演会）を実施予定。（午前10時から午後4時までの間のいずれの時間）

※イベントの開始に合わせて、音のみによる花火の打上を花火打上会場にて実施すること。（正午頃）

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）までとする。

3 業務委託内容

イベント目的を踏まえたイベントの開催・実施に必要な業務を全て含むものとする。

目標来場者数を10,000人としていることに留意すること。

イベント開催前の天気予報に基づき、雨天が想定される場合には雨天対策を、晴天が予想される場合には雨天対策の一部代替として寒さ対策の拡張を講じるなど、状況に応じた対応策を講じ、来場者の満足度向上に努めること。

(1) 「こうふ開府の日」記念イベントに関する企画運營業務

ア ステージイベントの実施 [アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場]

(ア) 集客効果が高く、来場者を楽しませるステージイベントを実施すること。

(イ) 児童・生徒による演奏や合唱等の発表の機会を設けること。

(ウ) 「こうふ開府500年レガシー事業」である「こうふドリームキャンパス」と連動したステージ枠を設け、実施すること。また、甲府市ゆかりの出演者を含めること。

尚、実施の際には甲府市教育委員会と十分な協議を行うこと。

※「こうふドリームキャンパス」については甲府市ホームページ参照

URL : <https://www.city.kofu.yamanashi.jp/ikigai/kofulove/dreamcampus2025.html>

(エ) 「こうふ開府500年レガシー事業」である「甲府ラーニング・スピーチ」を実施すること。

※「甲府ラーニング・スピーチ」については甲府市ホームページ参照

URL : <https://www.city.kofu.yamanashi.jp/ikigai/kofulove/speech2025.html>

イ 子どもや親子が参加できる体験イベントの実施 [アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場]

(ア) ターゲットが甲府の歴史を学んだり、楽しんだりできる、集客力のある体験イベント等を企画し、実施すること。

(イ) 雨天時の実施方法を示すこと。

ウ ランタンイベントの実施 [甲府市歴史公園]

(ア) 打ち上げ花火と連動した※「未来ランタン」を活用したイベントを行うこと。

※「未来ランタン」は令和6年8月に商標登録済み

(イ) 来場者が花火を見ながら「未来ランタン」を上げられる内容を企画して実施すること。ただし、「未来ランタン」の数は100個以上とすること。

(ウ) 雨天時の実施方法を示すこと。

エ 花火打ち上げイベントの実施 [舞鶴城公園]

(ア) イベントのフィナーレとして、「未来ランタン」と連動して行うこと。

(イ) イベントのフィナーレを飾るにふさわしく、会場との一体感のある演出とすること。ただし、花火の打ち上げ数は、250発以上とすること。

(ウ) 打ち上げのタイミングや演出内容は、会場の盛り上がりや雰囲気と調和し、来場者に感動を与える構成とすること。なお、保安距離を確保したうえで、立ち入りを制限するなど十分な安全対策を講じて実施すること。

(エ) 雨天時の実施方法を示すこと。

※正午のステージイベント開始にあわせて音のみによる花火を打ち上げること。

オ 飲食等の出店に関する企画 [アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場]

(ア) 飲食（酒類含む）ブースやキッチンカーなどを市内の事業者から優先して、出店すること。なお、甲府の特色ある飲食や話題性のある飲食の提供が望ましい。

(イ) 甲府市産のワインを中心とした県産ワインによる温かいワイン400杯以上及びココア800杯以上の無料配布を行うこと。なお、無料配布にかかる費用は全て委託料に含め

ること。

(ウ) 各出店者には必要な感染防止策を求めること。

(エ) 出店料は無料とすること。

※なお、ウ・エを除く企画については、指定会場に加えて、使用可能会場での実施も可とする。

(2) 広告宣伝・PR周知業務

ア 効果的な事業周知・PRの実施

(ア) 市内のみならず、県内全域への周知効果の高い具体的なPR及び若年層への周知・参加につながるSNSやインターネット、CM等を活用したPRを実施すること。

(イ) 「こうふ開府の日」記念事業に関連した市主催事業等の周知・PRもあわせて行うこと。

(ウ) 若年層に「こうふ開府の日」を広く周知できるよう、インスタグラムなどのSNS等を十分に活用すること。

イ 広告宣伝物の制作

事業の目的を踏まえ、次の広告宣伝物のデザイン、制作をし、納品すること。

(ア) ポスター

- ①概要 B2版・縦・4色刷り片面カラー
- ②用紙種類 コート紙・110kg
- ③作成部数 1,000部
- ④納期 令和8年10月19日(月)(データ及び印刷物)
- ⑤作成データ 作成データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF(印刷用高解像度)形式にて納品すること。

(イ) チラシ

- ①概要 A4版・縦・4色刷り両面カラー
- ②用紙種類 コート紙・90kg
- ③作成部数 10,000部
- ④納期 令和8年10月19日(月)(データ及び印刷物)
- ⑤作成データ 作成データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF(印刷用高解像度)形式にて納品すること。

(ウ) パンフレット(イベント直前・当日配布用)

- ①概要 A4版・縦・4色刷り両面カラー、4ページ(A3二つ折り)
- ②用紙種類 コート紙・90kg
- ③作成部数 2,500部
- ④納期 令和8年12月4日(金)(データ及び印刷物)
- ⑤作成データ 作成データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF(印刷用高解像度)形式にて納品すること。

(エ) のぼり旗

- ①概要 仕上がりサイズ(W450mm×H1,500mm)、4色刷りカラー
- ②制作枚数 150枚
- ③納品時期 令和8年10月19日(月)(データ及び旗)
- ④作成データ 作成データはAdobeのIllustratorにより、EPS・PDF(印刷用高解像度)形式にて納品すること。

(オ) 横断幕

- ①概要 仕上がりサイズ(W4,000mm×H2,000mm)、4色刷りカラー

生地（トロマット）、形態（周囲縫製、上辺ハトメ加工適量、防火素材）

②作成枚数 1枚

③納品時期 令和8年10月19日（月）（データ及び横断幕）

④作成データ 作成データは Adobe の Illustrator により、EPS・PDF（印刷用高解像度）形式にて納品すること。

（3）会場設営・撤去等業務

会場の管理を行うNPO法人甲府駅北口まちづくり委員会をはじめとした関係機関と必要な協議を行い、来場者の動線、景観、安全等に配慮し、必要な措置を講じて、提案で求める会場内の装飾と合せた会場の設営等を行うこと。また、各会場のイベント終了後は速やかに撤去すること。なお、会場内はテントを固定するための杭等（掘削を伴うもの）が使用できない。

ア 会場内の装飾等

（ア）事業の目的、イベント名称等に基づき、会場内の装飾を企画し実施すること。なお、会場内のテント等の装飾においても同様に行うこと。

（イ）会場内における照明等電源設備、音響設備、給排水設備、暖房機器等を設営すること。使用する光熱水費について実費が求められる場合は受託者において支払うこと。

イ イベントステージ

（ア）アシストエンジニアリングよっちやばれ広場にステージを設置すること。

（イ）雨天に対応できるようにすること。

ウ 出店者テントについて

（ア）出店者等がテントを設置する場合は3坪テントを基本とし、各テントに、装飾看板・長机2台・椅子4脚・テーブルクロス・電源・照明等を備品として揃え、安全管理を目的としたウエイトを設置すること。必要に応じ、三方幕等を設置すること。

（イ）安全管理を目的としたもの以外で、出店者が負担すべき内容については、費用は委託料に含めず、受託者が別途手配に協力すること。

（ウ）出店者に対しては、出店に伴う説明会等を実施するとともに、出店マニュアルを作成すること。

エ 来場者飲食・休憩用テント等の設営・撤去

（ア）イベントの内容や来場者を勘案する中で、必要な大きさのテントを設営し、机や椅子等の設置をすること。

（イ）委託者使用テントとして、総合案内1張、PRテント4張、スタッフ控え1張、救護所用テント1張等を設置すること。尚、PRテントは委託者が実施するワークショップ等を予定していることに留意すること。

（ウ）その他、必要な設備があれば設置すること。

オ 看板等の設営・撤去

（ア）来場者に対して会場の動線やレイアウトのわかる看板の設置を行うこと。

（イ）運営上立入り制限区域を設ける簡易サイン看板等の設置を行うこと。

（ウ）交通規制等の看板が必要な場合には、製作を行い利用者への周知を実施すること。

カ 会場内の清掃

会場内に、市内の収集方法に準じ、可燃・資源ごみに分けたゴミ箱を設置すること。また、受託者により定期的な巡回を行い美化に努めること。なお、イベント終了後における花火清掃、ごみの集積、収集手配は受託者において行うこと。

キ 会場レイアウトの作成

会場のレイアウトを作成すること。

(4) 関係団体等への連絡調整業務

- ア 来場者の安全を確保するため、当該イベントでの注意事項等を記載した出店マニュアルを作成し、各出店者に周知を図ること。
- イ 出演者のステージ出演までの準備等を含めた連絡調整を図ること。
- ウ 緊急の場合のみならず、各出店者との連絡が図られるよう、連絡先一覧もしくはメーリングリスト等を作成すること。
- エ その他、委託者と協議し、運営に係る決定事項については、速やかに関係者に報告・連絡をし、実施に支障がきたすことのないようにすること。

(5) 関係機関との事前調整及び届出業務

- ア 会場を使用する際に、NPO法人甲府駅北口まちづくり委員会、山梨県中北建設事務所、保健所、警察署、消防署等の関係機関との協議を行うとともに、申請・届出に必要な書類・資料等についても作成すること。また、各種使用料等の経費が発生した場合は支払うこと。
- イ 専門スタッフ、保健師、警備員等を手配すること。また、必要に応じてボランティアスタッフ等を手配すること。

(6) イベント開催に伴う保険手配業務

来場者等に対する事故や食中毒等の発生に備えて各種保険に加入すること。

(7) 来場者数計測業務

来場者数を計測し報告すること。なお、計測に必要な器具・手法・人員は、受託者において手配を行い、計測人員及び計測方法については委託者と協議を行うこと。

(8) 運営マニュアル作成等業務

運営マニュアルを作成し、従事する全ての関係者と共有すること。

防火・事故防止等安全対策ほか、悪天候、災害及びその他の緊急時や、突発的なトラブル時の対応（中止も含む）等を整理したマネジメントのリスク管理表を作成すること。

4 スタッフの役割

- (1) 統括責任者を配置すること。
- (2) 安全にイベントを開催するために十分なスタッフを配置すること。
- (3) 運営に伴うスタッフの配置について、市職員の動員を原則は行わないが、市職員の協力が必要な場合は、役割及び配置等を示すこと。

5 実績報告書作成業務

「3 業務委託内容」に関する資料、記録写真、報告書等をまとめ、紙及び電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-ROM等の電子記録媒体に保存）で提出すること。

6 注意事項

- (1) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 甲府市都市公園条例等の関係法令を遵守すること。
- (3) 業務委託における成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属する。

- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 荒天や災害等の不可効力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、委託者・受託者の責任に拠らない事情により、イベントが中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議を行うこと。
- (8) 業務を履行する際は、委託者と協議の上、承認を得て行うこと。